

1. 司法書士試験

(1) 試験スケジュール

筆記試験 例年 7 月第 1 日曜日

口述試験 例年 10 月中旬 (受験すればほぼ合格なので考える必要はない)

(2) 筆記試験

・午前の部

択一式 憲法 3 問 民法 20 問 刑法 3 問 商法 1 問 会社法 8 問
1 問 3 点×35 問=105 点満点

・午後の部

択一式 民事訴訟法 5 問 民事執行法 1 問 民事保全法 1 問
司法書士法 1 問 供託法 3 問 不動産登記法 16 問
商業登記法 8 問
1 問 3 点×35 問=105 点満点

記述式 不動産登記法 1 問 商業登記法 1 問
1 問 35 点×2 問=70 点満点

- ・午前の択一式、午後の択一式、記述式それぞれに基準点があり、これに達しないと合計点が合格点に達していても不合格。なお択一式が基準点に達しないと記述式は採点されない。

- ・〇点、〇割とれば合格というわけではなく、上から〇%が合格という方式。

2. 行政書士試験との共通科目と対策

(1) 憲法

行政書士試験の知識だけで対応可能。人権と統治から出題。問題の形式としては 13-3、15-4、20-7 のように、問題文の見解（判例や学説）に従いその場で考察する問題が多い。もちろん条文や判例の結論を聞く問題も出題される。

例として、行政書士試験 13-3 と司法書士試験 18-3 はいずれも人権の例を挙げ、自由権か社会権かを選択する、同じ論点・形式の問題。

(2) 民法

総則 4 問

物権 8 問 { 物権 4 問
担保物権 4 問

債権 4 問 { 債権総論 2 問
債権総論 2 問

親族 2 問

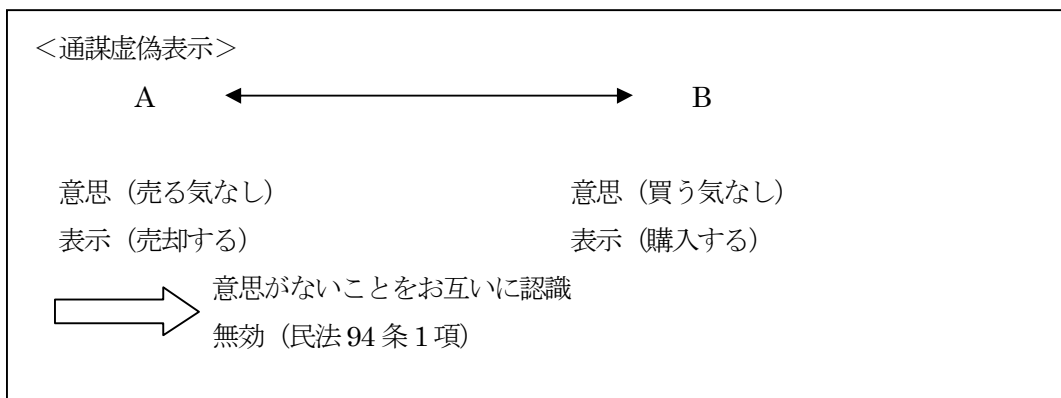
相続 2 問

行政書士試験の知識だけで 15 問程度は正解可能

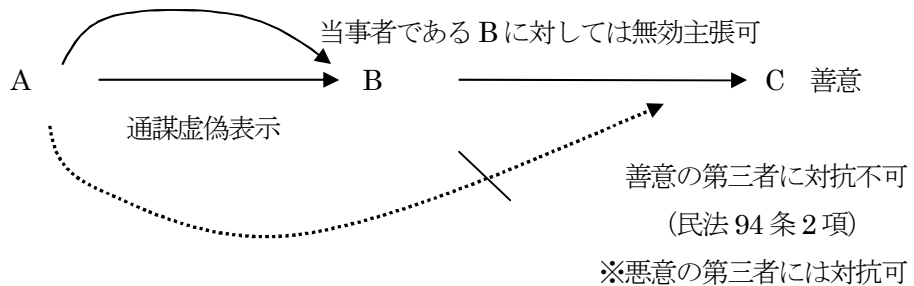
→では残りはどうするか

- ①司法書士試験では民法の条文 9 割以上を学習する
- ②司法書士試験では各条文についての主な判例はすべて学習する
- ③条文、判例の理由や意味を理解する

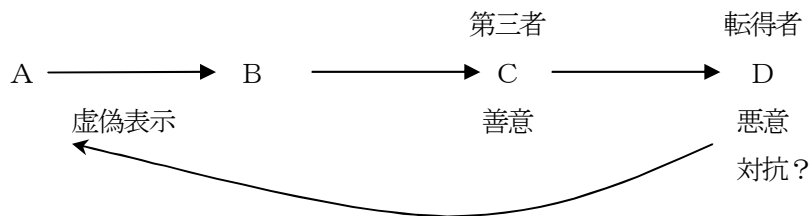
例：通謀虚偽表示の善意の第三者からの悪意の転得者（民法 94 条／最判昭 6.10.24）



<善意の第三者>



<善意の第三者からの転得者>



学説では次の 2 説がある

絶対的構成説：取引の安全を強調し、善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得する。通謀虚偽表示について転得者が悪意でも、確定的に権利を取得した善意である前主から取得した以上、本来の所有者に対する関係でも完全な所有権を取得する。

相対的構成説：あくまで信頼保護を強調し、たとえ前主が善意でも、処分行為の当事者ごとに相対的・個別的に判断し、転得者は通謀虚偽表示について悪意であれば、権利を取得しない。

判例は絶対的構成説を採る。つまり D は A B 間の虚偽表示につき悪意でも保護される。

⇒ なぜか

(3) 商法

行政書士試験の知識だけで対応可能。というよりも、行政書士試験のほうが詳しい。

(4) 会社法

株式会社（特例有限会社含む）7問

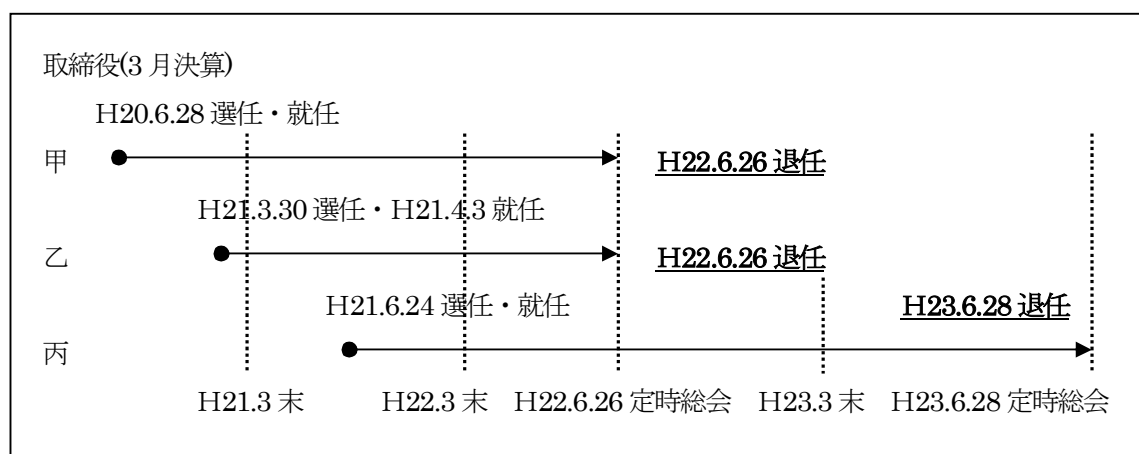
持分会社1問

行政書士試験の知識だけで4問程度は正解可能

→では残りはどうするか

- ①司法書士試験では会社法の条文9割以上をカッコ書きを含めて正確に学習する
- ②商業登記に対応するために、条文を具体的に使いこなす

例として、取締役の任期は原則「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」だが、具体的に判断できる必要がある。



(5) その他

- ・刑法や民事訴訟法は基礎法学で少し学習しているはずなので役に立つ。また民事訴訟法では行政事件訴訟法の知識も役に立つ。
- ・不動産登記法、商業登記法、供託法では審査請求を学習するので、行政不服審査法の知識が役に立つ。

3. 司法書士試験の記述式

※商業登記法の記述式

☆実務の一部を行うのが司法書士試験の記述式（不動産登記も同じ）

→簡単な穴埋め問題であり論文ではない。

→択一ができる者にとって記述は非常に簡単（記述は択一のほんの一部だけ）。

・実務では

次ページの株式会社 ABC から、この株主総会議事録に従って登記をしてほしいと依頼される（議事録の作成も依頼されることがある）。

→必要書類をそろえて、登記申請書を作って、登記を申請する。

・試験では

株主総会議事録が問題文に別紙として載っている。

例えば、株主総会議事録に「平成 22 年 2 月 2 日、丙野三郎を取締役に選任した。丙野三郎はその場で就任を承諾した。」との記載。

「この際に必要な登記申請書を作成せよ」との問題文がある。

→どんな登記が必要かを考えて、登記申請書の一部を作成する。

商号	株式会社ABC	
本店	横浜市保土ヶ谷区〇町△丁目△番△号	
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	平成2年2月22日	
目的	1 土木建築請負業 2 前号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	200 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200 株	
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 乙野次郎	平成 20 年 6 月 30 日就任
	横浜市保土ヶ谷区〇町×丁目×番×号 代表取締役 乙野次郎	平成 20 年 6 月 30 日就任
登記記録に関する事項	設立 平成 2 年 2 月 22 日登記	

登記の事由
登記すべき事項
登録免許税の額
添付書面の名称及び必要な通数

4. 行政書士の職域と司法書士の職域

☆それぞれの立場で見解の相違はありますが、一般的と思われる職域の違いを挙げてみます。

⇒両方持っていれば何の問題もない

(1) 会社関連

- ①定款作成 ⇒ 行政書士（司法書士が作成しても登記可能という先例あり）
- ②設立登記 ⇒ 司法書士
- ③各種許認可 ⇒ 行政書士
- ④議事録作成 ⇒ 行政書士（登記、裁判に必要ななら司法書士も可能）
- ⑤④の登記 ⇒ 司法書士

(2) 相続関連

- ①遺言作成支援 ⇒ どちらも可能だが、公正証書遺言作成のための戸籍を職務上請求できるのは行政書士のみ
- ②遺産分割協議書作成 ⇒ 行政書士（登記、裁判に必要ななら司法書士も可能）
- ③不動産の相続登記 ⇒ 司法書士

(3) その他の法律関係

- ①法律相談 ⇒ どちらも不可（認定司法書士なら訴額 140 万円までは可能）
- ②内容証明郵便作成 ⇒ 行政書士（認定司法書士なら訴額 140 万円までは可能）
- ③裁判書類作成 ⇒ 司法書士（認定司法書士なら簡易裁判所での訴額 140 万円以下の訴訟代理も可能）
- ④各種契約書作成 ⇒ 行政書士（認定司法書士なら訴額 140 万円までは可能）
- ⑤④の登記 ⇒ 司法書士
- ⑥農地移転の許可申請 ⇒ 行政書士
- ⑦⑥の登記 ⇒ 司法書士
- ⑧成年後見人就任 ⇒ 資格は不要なのでどちらも可能だが、家庭裁判所から任命されるのは司法書士のみ
- ⑨在留申請 ⇒ 行政書士
- ⑩帰化申請 ⇒ 司法書士